

2013年10月22日 299号

共同センターNEWS

憲法改悪反対共同センター

文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX5842-5620)

<http://www.kyodo-center.jp> mail: move@zenroren.gr.jp

秘密保護法案 国会提出にむけて緊迫

秘密保護法案の国会提出へ向けた動きが緊迫しています。15日の所信表明演説で公明党に配慮して秘密保護法にふれなかった安倍首相は、18日の参院本会議で「早急に国会に提出できるよう努めていく」と発言しました。また、公明党の大口プロジェクトチーム座長が19日、テレビ番組で「今国会での成立を目指していく」と早期成立を図る姿勢を示しています。政府は、25日にも閣議決定し、国会提出を目指しています。

「知る権利」を法案に記載しても制限される国民の「知る権利」

安倍政権は公明党の要求に応じて「取材の自由」「知る権利」を明記するとし、早速、公明党は早期成立を図る姿勢に転換しました。しかし、18日の朝日新聞の報道によると、自民党のプロジェクトチームの町村座長は、「テロリストが雑誌会社をつくって『取材の自由だ』と言うこともありうる。訳の分からない『ジャーナリスト』もいる」などと発言し、政府が怪しいと疑う者は、報道機関と認めない姿勢を示しています。政府の判断ひとつで取材を保障される「報道機関であるか、どうか」を恣意的に選別するという考えです。



また、石破自民党幹事長は、13日BS番組で「国家の安全保障に重大な支障を与える情報まですべて国民が知る権利にあたるか、というところでもない」と述べています。また、20日、NHKのテレビ番組で「政権の恣意で『これが知られてはまずい』といって秘密にしてはいけない」と指摘しながらも、特定秘密保護法案で30年を超えて秘密指定を続けるには内閣の承認が必要とされる点について、「30年、50年たっても出せないものが全くないとは断言できない」と述べ、長期間にわたり国民に明らかにされない場合があるとの考えを示しました。秘密の指定は国家の安全保障の観点から判断すべきとの考えです。このように「知る権利」を明記しても、特定秘密かは政府が判断する、国民が秘密を取得する行為に厳罰を処す仕組み自体はまったく変わりません。

15日、安倍首相は表明演説で外交・軍事政策の司令塔となる「国家安全保障会議（日本版NSC）創設」を打ち上げました。これと秘密保護法制は一体です。25日にも予定される閣議決定に向けて、運動を強めましょう。

毎日新聞 社説

特定秘密保護 この法案には反対だ

遂に、大手新聞社が特定秘密保護法反対の社説を載せました。紙面の都合上、途中まで紹介します。

<10月21日の社説>

安全保障に関わる国家機密の情報漏えいに対する罰則を最長で懲役10年にまで強化する特定秘密保護法案について、政府・与党が最終合意した。今週中にも閣議決定し、今国会に提出する。修正された最終案では、「国民の知る権利の保障に資する報道・取材の自由」への配慮をうたう。公明党の主張を受け入れたものだ。だが、広く定義された特定秘密を行政機関の裁量で指定でき、指定が適切かどうかをチェックできないまま、半永久的に国民の目にさらされない恐れが依然残る。

◇国会の監視届かぬ懸念

特定秘密に接触する国会議員へ罰則の網も広くかけている。国会による政府への監視が利かない懸念があり、国会を国権の最高機関とする憲法の規定に照らしても疑問だ。「知る権利」が条文上書かれていても、実質的に国民の「知る権利」が保障される内容にはなっていない。こうした骨格が変わらない以上、法案には反対だ。国民の「知る権利」や「報道の自由」に配慮することは、憲法上当然のことだ。厳しい罰則のため、取材に対する萎縮効果が生まれる可能性は極めて強い。

日本と米国の軍事的協力関係が深まり、機密の共有化が進む。サイバー空間での情報戦が国際的に激しくなる中、情報を安全に管理することが信頼関係を保つためには欠かせない。それは責任ある国家の姿勢として当然のことだ。だが、市民活動を通じ、情報を取得しようとする側も処罰の対象だ。公務員だけでなく、広く国民が刑事罰に問われかねない立法によって担保されるべきかどうかは別問題だ。

特定秘密の対象となる分野は、防衛はじめ外交、スパイ活動、テロ活動と4分野にわたり、別表で規定された項目は極めて広義だ。定義の仕方があいまいなものも含まれる。防衛秘密については、米同時多発テロ事件後の2001年10月、自衛隊法が改正され、法的な手当てが既にされている。防衛省の職員などが指定された防衛秘密を漏らせば、5年以下の懲役が科せられる。

特定秘密保護法案が成立すれば、外務省が所有する外交文書、あるいは警察情報などが新たに次々と指定される。国民には何が特定秘密かわからない。5年ごとに更新可能だ。30年目に内閣の承認があればさらに延長でき、歯止めにならない。

政府・与党修正で、特定秘密の指定や解除に当たっての統一基準を定めることと、その際に有識者の意見を聞くことを義務づけた。だが、あくまで統一基準作りに関与するだけで個別の指定の適否が判断できるわけではない。行政機関、特に官僚の判断で都合よく拡大解釈できる余地が残るのだ。以下略

憲法 25 条の実質改憲反対！

全国各地で年金削減反対「年金者一揆」開催

18日、「許さない！年金引き下げ」のむしろ旗を掲げて、「怒りの年金者一揆 2013」の集会やデモ行進が全国各地で行われました。東京・日比谷野外音楽堂では全日本年金者組合と全労連の共催で中央集会が開かれ、2800人が参加しました。

3年間で2.5%の年金を引き下げる第1弾として、今月1日に1%削減が強行され、来年4月に1%、再来年2015年4月に0.5%削減されます。これに反対し、年金削減撤回を求める集会です。



全日本年金者組合の富田浩康委員長と全労連の高橋信一副議長が主催者あいさつ。富田氏は「はてしない年金引き下げが高齢者の今を奪うだけでなく若者の未来も奪う。不服審査請求運動に総力をあげよう」と呼びかけました。高橋氏は「介護の要支援1、2の保険給付外し、市町村の地域支援事業への移行。医療費の70歳から74歳までの窓口負担1割から2割へ引き上げ。年金削減。まさに、高齢者いじめ。憲法25条の実質改憲にたたかおう」とあいさつしました。また、全国生活と健康を守る

会連合会の藤谷加津江事務局長、日本共産党の穀田恵二衆院議員が連帯あいさつしました。そして、首都圏の千葉、神奈川、東京、埼玉の代表がとりくみを報告し、決意を表明しました。さらに、東日本大震災で被災した福島、岩手、宮城3県の代表が報告しました。

集会途中には、年金者組合が募集した「むしろ旗川柳のコンテスト」も行われ、最優秀作品に「十万の不服審査で世を正す」が選ばれました。そして、「年金の切り下げを許さない」と全国10万人の不服審査請求運動にとりくむ宣言を採択しました。

集会後は銀座に向けてデモ行進しました。沿道からは時折拍手が送られていました。

憲法改悪ストップ！世界の宝、9条を守りいかそう！

お知らせ

11・13 署名提出院内集会 & 議員要請

*開始時間は13:30~です。

- ◆11月13日(水)13:30~15:00 ◆衆議院第1議員会館 多目的ホール
- ◆ミニ学習会 講師 清水雅彦さん(日本体育大学准教授・憲法学)
- ◆主催:憲法改悪反対共同センター

署名の集中をお願いします。

「改憲ノー、9条を守れ」の声を大きく広げましょう。

署名を持ち寄り、国会に積み上げましょう。議員要請に取り組み、私たちの「改憲ノー」の声を議員に伝えましょう。

憲法を学び、生かし、平和な日本と世界を！